

請願件名

「障害のある子どもの放課後活動（障害児学童保育）事業の制度化を求める意見書」提出に関する請願書

埼玉県議会議長 深井 明様

請願団体 埼玉県学童保育連絡協議会

代表 会長 薄井 俊二

(住所)さいたま市大宮区桜木町4 - 1005

048(644)1571 FAX (644)1572

請願趣旨

全国500カ所、埼玉30カ所で実施されている障害児の放課後活動

全国には、通常の学童保育（放課後児童クラブ）とは別に、特別支援学校等に通学する障害のある学齢期の子ども（小学生～高校生）を対象とした放課後活動事業（障害児学童保育事業）が少なくとも500カ所あり、1万人以上の児童が生活しています。県内では30カ所（特別支援学校は37校）500人以上となっています。

障害のある子どもは多くの場合、放課後など学校外の生活において、1人でテレビやビデオを見るなどして過ごすか、母親などと2人切りで過ごすことが少なくありません。また、障害のある子どもがいる家庭の場合、働きたくても働けないでいる母親や、心身ともに著しい疲労を抱えている家族もいます。こうした現状に対して、障害のある子どもの放課後活動事業は、学校や家庭とは異なる「第3の居場所」を提供して、学校と家庭の往復生活だけではもたすことが決してできない子どもの豊かな発達をつくり出しています。そして、親・家族の就労やレスパイト（心身の休息）を支援する役割も担っています。

埼玉は、20年前から県独自で障害児の放課後活動（障害児学童保育）を実施

埼玉県は、「県特別支援学校放課後児童対策事業」という独自施策を1988年度から実施しています。特別支援学校児童（小中高等部）と普通学校特別支援学級児童を対象に「集団生活と健全育成の場を確保する」特別支援学校児童クラブに対して指導員の人件費を補助するもので、今日では29カ所が補助対象となっています。

しかし全国的には、こうした施策を持っている自治体は、16都府県、11政令指定都市にとどまっております（2007年度）。多くの地域では保護者と指導員たちの自助努力で運営がなされています。

国の制度がないため障害児（特に中高生）の放課後保障は「大きな空白」

国の施策としては、類似の事業はあるものの、障害のある子ども（特に、中高生）の放課後活動事業としてはどれも不十分なため、この分野は「大きな空白」となっています。

厚生労働省としても、今年3月から「障害児支援の見直しに関する検討会」を設け、「学齢児の放課後や夏休み等における居場所の確保」について検討してきました。そして、7月にまとめられた「報告書」の中で、「事業について見直しを行い、...放課後型のサービスとして、新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべきである」と提言しました。

私たちは、全国各地に埼玉県のような施策が広がることを強く要望します。そして、埼玉の施策が、国の制度に支えられたより強固なものとなることを望んでいます。

請願項目

埼玉県議会として国に対して、「障害のある子どもの放課後活動（障害児学童保育）事業の制度化を求める」意見書を提出してください。

制度化に当たっては、事業内容と補助水準について、埼玉県など先進的に実施されている施策を十分に参考にされるよう要望します。

「障害のある子ども」とは、特別支援学校や通常学校に通う、障害のある小学生から高校生まで。

「放課後活動」とは、通常の放課後だけではなく、夏休みなどの学校休業日の活動も含む。

Table with 2 columns: 氏名 (Name) and 住所 (Address). The table is currently empty.

「請願署名」については、署名はご本人の自筆でお願いいたします。印鑑は必要ありません
【署名送付先】〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 埼玉県学童保育連絡協議会
【切】第1次=11月13日 第2次・最終切=12月10日